

# 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合も同様に記入)

令和〇〇年△△月××日

- 大阪府知事
- 大阪市長
- 堺市長
- 東大阪市長
- 高槻市長
- 豊中市長
- 枚方市長
- 八尾市長
- 寝屋川市長
- 吹田市長

申請書を提出する各所轄官庁の長を記載してください。

殿

申請者(〒 540-0012)

住所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号

氏名 株式会社 大手前産業  
代表取締役 大手 一郎  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6941-0351

行政書士が書類を作成した場合、行政書士法に基づく記名等を申請者欄の下部、もしくは頁の余白部に行ってください。

産業廃棄物収集運搬業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、

~~産業廃棄物処分量~~

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成〇〇年△△月××日 第□□□□□□□□□□号
収集運搬業・処分量の区分	収集運搬業(積替え・保管を含まない)
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分量にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)を記載すること。)	<p>1. 廃プラスチック類</p> <p>2. ゴムくず</p> <p>3. 金属くず</p> <p>4. ガラスくず</p> <p>5. がれき類</p> <p>『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』 『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』 『水銀含有ばいじん等を含む・除く』</p> <p>以上 5 種類</p>
変更の内容	<p>木くずの追加 (積替え・保管を含まない)</p> <p>『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』 『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』 『水銀含有ばいじん等を含む・除く』</p> <p>以上 1 種類</p>
変更理由	<p>事業の拡大</p>
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	<p>石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無について、取得したい内容に○をしてください。</p> <p>※変更がなければ、現在の許可内容のものを選択してください。</p>
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	<p>九条</p> <p>余</p> <p>・現在の収集運搬の内容における石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無について○をしてください。</p> <p>・「除く」を「含む」に変えるには、変更許可申請が必要です。</p>
※事務処理欄	

更新・新規申請の場合は、  
 第2面の様式が異なりますので  
 注意してください。

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。 ・個人の場合で屋号がある場合は屋号も記載してください。		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
かぶしがいしゃ おおてまえさんぎょう 株式会社 大手前産業	大阪府中央区大手前2丁目1番7号	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
おおて いちろう 大手 一郎	S20. 10. 15	北海道札幌市北区新川 1丁目△番○
	必ず本名とふりがなを記載してください。	目○番×号
おおて はなこ 大手 花子	S26. 3. 25	北海道札幌市北区新川 1丁目△番
	取締役	大阪府中央区谷町 3丁目○番×号
おおて たろう 大手 太郎	S45. 9. 10	北海道札幌市北区新川 1丁目△番○
	監査役	大阪府中央区谷町 3丁目○番×号
なんば りゅういち 難波 隆一	S23. 2. 12	埼玉県さいたま市五関 2丁目□番
	顧問	大阪府住吉区长居 1丁目△番○号
○○ ○○ (◇◇ ◇◇)	外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。	外国人の方は国籍等を記載してください。
	監査役	大阪府住吉区长居 1丁目◇番◇号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	2000株	出資の額	1億円
(ふりがな) 氏名又は名称	・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。		本籍
	割合	住所	
おおて いちろう 大手 一郎	S20.10.15	1000株	北海道札幌市北区新川1丁目△番〇
		50%	大阪市中央区谷町3丁目〇番×号
おおて はなこ 大手 花子	S26.3.25	300株	北海道札幌市北区新川1丁目△番
		15%	大阪市中央区谷町3丁目〇番×号
おおて たろう 大手 太郎		200株	北海道札幌市北区新川1丁目△番〇
			大阪市中央区谷町3丁目〇番×号
なんば りゅういち 難波 隆一			埼玉県さいたま市五関2丁目□番
		5%	大阪市住吉区长居1丁目△番〇号
かぶしがいしゃ たにまちさんぎょう 株式会社 谷町産業 代表取締役 難波 花他1名		400株	
		20%	大阪市中央区谷町2丁目×番□号

※株主割合の総計が95%に満たない場合、残りの株主数をお伺いする場合があります。

令第6条の

氏 ( )  
 ・本支店又は本支店以外で廃棄物に関する契約を結ぶ権限を有する者を置くものの代表者(政令で定める使用人)を記載してください。  
 ・必ず本名にふりがなを付けて記載してください。  
 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。  
 ※政令で定める使用人も照会を行い、欠格要件に該当した場合は、不許可となります。

おおて たろう 大手 太郎	S45.9.10	北海道札幌市北区新川1丁目△番〇
	谷町支店長	大阪市中央区谷町3丁目〇番×号
おおさか とおる 大阪 徹	S30.8.6	沖縄県那覇市久米1丁目〇番
	大阪工場長	大阪市東成区今里3丁目□番△号

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

この場所には何も貼付しないでください。  
 なお、大阪府証紙は平成30年10月に廃止されました。